

# 申込書および電話回線利用契約書

契約者様(以下、甲とする)と、プライベートライン(以下、乙とする)の間で下記の通り契約したものとします。

- 契約期間は、甲からの入金確認後、甲の希望日より開始する。但し、サービス開始にあたり工事を必要とする場合は工事終了後にサービス開始となります。
  - 解約は、甲からの連絡で受付し、解約希望日に乙がサービスを停止する。
  - 甲に下記の事由があるときは、乙はいつでも本契約を解約できる。
    - 乙が甲に連絡した際、連絡が取れなかった場合や入金の確認が取れなかったとき
    - 乙が甲に対し申告した本人確認の情報が虚偽があったとき
    - その他当社のお客様として相応しくないと判断した場合、
  - 甲は、申し込み契約時に、初期費用として登録料、基本料金、保証料(通話料金)を支払う。
  - 以下のサービスは、それぞれ保証金(預かり金)、月額基本料金、使用料金からなる。
    - 03発着信  レンタル携帯
    - データカード  IP電話(データ通信端末)
- ※基本料金(月額使用料)は、更新日前に請求する。
- 保証金は、解約又は強制解約の時、又はそれに相当する場合、甲又は乙は基本料金及び通話料にあてる事ができる。
  - 甲の都合による契約途中の解約、又は契約途中に発生した実費用の支払いが行われなかった場合は、いかなる事態に於いても乙は、甲への保証金等の返却を行わない。
  - 甲の業務内容に違法の可能性がある場合、または違法性を認定された時、乙は該当契約を解除し、サービスを停止し、保証金の返却を行わない。かつ、警察へ届け出る。
  - 乙から甲に請求する場合は、主に電話またはFAXにて連絡し、お支払いは当社指定の金融機関の口座に振り込む。
  - 請求は基本的に開始日から1ヶ月後の毎月1回とする。但し、使用料金が保証金(通話料金)の70%を超えた場合常に乙は甲に請求できる。甲は乙からの請求確認後、所定の期日までに支払いをする。
  - 保証金(預かり金)の返却は解約、又は強制解約の時に未払い使用料金を保証金(預かり金)から当て残金を乙は甲の指定する金融機関の口座に振り込む。
  - 本契約の権利を甲及び乙は第三者に譲渡してはならない。但し令状を持参した官公庁の指示に対してはこの限りではない。
  - 乙が提供するサービスは、すべて電話転送業であり、契約以外のトラブルに関しては、一切責任を負わない。
- 甲、乙間には本契約のサービス利用の目的は、違法なことで利用するものでないことを確認した。
- 乙は、甲との契約内容及び個人(法人)情報の漏洩に細心の注意を払う管理監督するも、司法による認定が行われない限り甲、又は第三者からの責任の追及や損害賠償には応じない。
  - SMS(ショートメッセージサービス)、iモードメールなどを不特定多数へ大量に送信する、スパムメール行為を禁ずる。行為が確認出来次第、乙は本契約を強制的に解除し、サービスを停止し、保証金の返却を行わない。
  - 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

会社名/個人名		代表者名	印
住所		契約番号	
連絡先	TEL	備考	
	FAX	備考	

確認項目(法改正による追加項目)

取引を行う目的 (使用用途)		職業/事業内容	個人( )・法人( )
実質的支配者		備考	

平成 年 月 日

上記契約内容に同意し申し込む

署名